

IV 貯蔵施設等

貯蔵施設等の障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要	貯蔵方法		貯蔵室・貯蔵箱	
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおり	
	貯蔵施設の画壁等 (構造材料厚さ)	主要構造部分等	耐火(性)構造・その他( )	
		天井		
		床		
		周囲の画壁		
		防火戸	適・不適(理由: )	
	貯蔵施設の外側における実効線量		1.0mSv/週 以下・超(理由: )	
	出入口		箇所	
	扉、ふた等外部に通じる部分の閉鎖設備		有(かぎ・その他〔 〕)・無	
	貯蔵施設である旨を示す標識		有・無	
	貯蔵容器	貯蔵容器の備え付けの有無	有・無(理由: )	
		1 m の距離における実効線量率	100 $\mu$ Sv/時 以下・超	
		気密の構造	有・無( )	
		こぼれにくい構造かつ浸透しにくい材料	有・無( )	
		貯蔵容器である旨を示す標識	有・無	
		放射性同位元素の種類と数量の表示	有・無	
	汚染のひろがり防止する措置		有(受皿・吸収材・その他〔 〕)・無	
	放射線障害防止に必要な注意事項の掲示		患者注意	有(別添図面のとおり)・無
			従事者注意	有(別添図面のとおり)・無
管理区域	管理区域の場所		別添図面のとおり	
	管理区域である旨を示す標識		有(別添図面のとおり)・無	
	境界における実効線量		1.3mSv/3月 以下・超	
	立入制限措置		有(別添図面のとおり)・無	
敷地内居住区域及び敷地境界の実効線量		250 $\mu$ Sv/3月 以下・超		
入院患者の被ばく防止措置		1.3mSv/3月 以下・超		
被ばく防止に関する措置				
放射線診療従事者等の被ばく線量測定器				

V 運搬容器

運搬容器の障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要	運搬容器の備え付けの有無	有・無(理由: )
	1 m の距離における実効線量率	100 $\mu$ Sv/時 以下・超
	気密の構造	適・不適(理由: )
	こぼれにくい構造かつ浸透しにくい材料	適・不適(理由: )
	運搬容器である旨を示す標識	有・無
	放射性同位元素の種類と数量の表示	有・無

VI 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用者

氏名 (生年月日)	職種	放射線診療に関する経歴 (資格取得年月日及び免許証番号等)	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を取り扱う場合			
			常勤非常勤の別	安全責任者 (該当する場合○印をつける。)	核医学診療の経験年数	所定の研修の終了の有無

VII 放射線治療病室等

放射線治療病室等の障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要	治療病室の外側の実効線量		1.0mSv/週 以下・超		
	治療病室である旨を示す標識		有(別添図面のとおり)・無		
	治療病室の画壁等	構造	天井	井	適・不適
			床		適・不適
			周囲の画壁		適・不適
	治療病室の画壁等	材料	天井	井	適・不適
			床		適・不適
			周囲の画壁		適・不適
	病床数		床		
	放射線障害防止に必要な注意事項の掲示		患者注意		有(別添図面のとおり)・無
			従事者注意		有(別添図面のとおり)・無
	管理区域	管理区域の場所		別添図面のとおり	
		管理区域である旨を示す標識		有(別添図面のとおり)・無	
	区域	境界における実効線量		1.3mSv/3月 以下・超	
		立入制限措置		有(別添図面のとおり)・無	
敷地内居住区域及び敷地境界の実効線量		250μSv/3月 以下・超			
入院患者の被ばく防止措置		1.3mSv/3月 以下・超			
被ばく防止に関する措置					
放射線診療従事者等の被ばく線量測定器					

Ⅷ 廃棄施設等

廃棄施設等の障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要	施設の外側の線量		1.0mSv/週 以下 ・ 超
	排水設備設置困難な場合	厚生労働省の承認	有 ・ 無
		排水口等における実効線量	1.0mSv/年 以下 ・ 超
	排水口における濃度限度以下にする能力又は排水監視設備		適 ・ 否
	排液の漏れにくい構造で、浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料の使用		適 ・ 否
	排水設備	排液採取ができる又は排水中の濃度測定ができる構造	有 ・ 無
		排液の流出の調節装置	有 ・ 無
		上部の開口部の蓋又は柵等の設備	有 ・ 無
		排水処理槽の標識	有 ・ 無
	排水管の標識		有 ・ 無
	排気設備設置困難な場合	厚生労働省の承認	有 ・ 無
		排気口等における実効線量	1.0mSv/年 以下 ・ 超
	排気口における濃度限度以下にする能力又は排気監視設備		有 ( ) ・ 無
	常時立入る場所の空気中の濃度限度以下とする能力		適 ・ 否
	気体の漏れにくい構造で、腐食しにくい材料の使用		適 ・ 否
	汚染された物の広がりを急速に防止する装置		有 ・ 無
	標識	排気浄化装置	有 ・ 無
		排気管	有 ・ 無
		排気口	有 ・ 無
	焼却施設		有 (別添図面のとおり) ・ 無
	焼却炉	気体が漏れにくく、かつ、灰が飛散しにくい構造	適 ・ 否
		排気設備に連結された構造	適 ・ 否
		焼却残さの搬出口が廃棄作業室との連結	適 ・ 否
	廃棄作業室	汚染のおそれのある部分が、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまが少ない構造	適 ・ 否
		汚染のおそれのある部分の表面が、平滑で、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料	適 ・ 否
		フード、グローブボックス等の装置の排気設備への連結	適 ・ 否
		廃棄作業室である旨を示す標識	有 ・ 無
	汚染検査室	汚染検査室の設置場所	適 (別添図面のとおり) ・ 否
汚染のおそれのある部分が、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまが少ない構造及び汚染のおそれのある部分の表面が、平滑で、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料		適 ・ 否	
洗浄設備		有 ・ 無	
更衣設備		有 ・ 無	
汚染検査に必要な測定器		有 (台) ・ 無	
汚染除去用器材		有 ・ 無	
洗浄設備の排水設備への連結		適 ・ 否	
汚染検査室である旨を示す標識		有 ・ 無	

保管廃棄施設	外部と区画された構造		適(別添図面のとおりに)・否	
	外部に通ずる部分の閉鎖設備又は器具		有・無	
	保管廃棄容器	保管廃棄容器の備え付けの有無		有・無
		耐火性構造		適・否
		気密の構造		適・否
		こぼれにくい構造かつ浸透しにくい材料		適・否
保管廃棄容器である旨を示す標識		有・無		
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示		患者注意	有(別添図面のとおりに)・無	
		従事者注意	有(別添図面のとおりに)・無	
管理区域	管理区域の場所		別添図面のとおりに	
	管理区域である旨を示す標識		有(別添図面のとおりに)・無	
	境界における実効線量		1.3mSv/3月以下・超	
	立入制限措置		有(別添図面のとおりに)・無	
敷地内居住区域及び敷地境界の実効線量			250μSv/3月以下・超	
入院患者の被ばく防止措置			1.3mSv/3月以下・超	
被ばく防止に関する措置				
放射線診療従事者等の被ばく線量測定器				

第23号様式(第11条関係)

診療用放射線照射器具  
 診療用放射性同位元素 翌年使用予定届  
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

年 月 日

(宛先) 奈良市長

管理者氏名 ㊟

次のとおり、  
 { 診療用放射線照射器具  
 診療用放射性同位元素 } の使用を翌年において予定しているので、医療法第15条第  
 { 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 }

3項(医療法施行規則第27条第3項又は医療法施行規則第28条第2項)の規定により届け出ます。

診療所	名称	(開設者名: )
	所在地	〒  電話 ( )
使用する期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

- I 診療用放射線照射器具
- II 診療用放射性同位元素
- III 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

I 診療用放射線照射器具

翌年使用予定の放射線照射器具	型 式			
	個 数			
	装備する放射性同位元素の種類			
	物理的半減期			
	使用予定数量	Bq	Bq	Bq
届出時	最大貯蔵予定数量	Bq	Bq	Bq
	1日最大使用予定数量	Bq	Bq	Bq
本年使用数量		Bq	Bq	Bq

II 診療用放射性同位元素

種 類	設置届時の数量		本年の使用数量 (Bq)	翌年使用予定の診療用放射性同位元素				
	1日の最大使用 予定数量 (Bq)	3月の最大使用 予定数量 (Bq)		翌年の使用 予定数量 (Bq)	形状	最大貯蔵 予定数量 (Bq)	1日の最大使用 予定数量 (Bq)	3月の最大使用 予定数量 (Bq)

Ⅲ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

種類	設置届時の数量		本年の使用数量 (Bq)	翌年使用予定の陽電子断層撮影診療用放射性同位元素				
	1日の 最大使用 予定数量 (Bq)	3月の 最大使用 予定数量 (Bq)		翌年の使用 予定数量 (Bq)	形状	最大貯蔵 予定数量 (Bq)	1日の 最大使用 予定数量 (Bq)	3月の 最大使用 予定数量 (Bq)

第24号様式（第11条関係）

診療用エックス線装置等届出事項変更届

年 月 日

（宛先）奈良市長

管 理 者 氏 名

㊞

次のとおり診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）の届出事項の一部を変更した（変更する）ので、医療法第15条第3項（医療法施行規則第29条第1項又は第2項）の規定により届け出ます。

診療所	名称	(開設者名： )		
	所在地	〒		
	電話	( )		
変更理由		変更年月日	年 月 日	
変更事項	変更前		変更後	
備考				

(注)

- 1 該当する設置届等の「I 概要」以下を添付すること。（概要以外は変更した装置等について添付すること。）
- 2 装置等の一部を廃止する場合は処分の方法等を備考欄に記載すること。

第25号様式（第11条関係）

診療用エックス線装置等廃止届

年 月 日

（宛先）奈良市長

管 理 者 氏 名

印

次のとおり診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を廃止したので、医療法第15条第3項（医療法施行規則第29条第1項又は第3項）の規定により届け出ます。

診療所	名称	(開設者名： )		
	所在地	〒		
		電話	( )	
廃止理由		廃止年月日		年 月 日
廃止した事項	廃止した装置・器具			
	廃止した施設			
備考				

(注)

- 1 廃止した装置、器具又は施設について、その廃止後の処分方法をそれぞれ備考欄に記載すること。
- 2 放射性同位元素を備えなくなった場合は、廃止後の措置を備考欄に記載すること。



(平成25年3月29日揭示済)

奈良市子ども発達センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第25号

奈良市子ども発達センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市子ども発達センター条例施行規則(平成24年奈良市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「定員」を「1日の定員」に改める。

第3条第1項中「子ども発達センター発達支援サービス利用承認申請書(別記第1号様式)を指定管理者に提出するとともに、」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、前項の規定により申請者から提示された受給者証の記載事項を確認し、利用の承認を行うとともに、当該申請者とセンターの利用に係る契約を締結するものとする。

第3条第3項中「利用証」を「受給者証」に改める。

第4条第1項中「子ども発達センター発達支援サービス利用変更承認申請書(別記第4号様式)に利用証その他指定管理者が必要と認める書類を添えて指定管理者に提出するとともに、」を「児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)の規定に基づき受給者証の記載事項の変更手続を行い、変更事項が記載された」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、前項の規定により利用者から提示された受給者証の記載事項を確認し、前項の変更を承認するものとする。

別記第1号様式から第5号様式までを削る。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市風致地区条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第26号

奈良市風致地区条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市風致地区条例(平成24年奈良市条例第66号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請及び協議)

第2条 条例第2条第1項前段の規定による許可の申請又は同条第3項中段の規定による協議の申出をしようとする者は、風致地区内行為許可申請(協議)書(別記第1号様式)2部を市長に提出しなければならない。

2 条例第2条第1項後段の規定による許可の申請又は同条第3項後段の規定による協議の申出をしようとする者

は、風致地区内行為変更許可申請(協議)書(別記第2号様式)2部を市長に提出しなければならない。

3 前2項の申請(協議)書には、それぞれ、設計書(別記第3号様式)のほか、別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表右欄に掲げる関係図書を添えなければならない。ただし、前項の申請(協議)書に添える関係図書のうち変更箇所がないものについては、省略することができる。

(通知)

第3条 条例第3条後段の規定による通知は、風致地区内行為通知書(別記第4号様式)により行わなければならない。

2 条例第3条後段の規定により通知した行為の内容を変更しようとする者は、風致地区内行為変更通知書(別記第5号様式)により市長に通知しなければならない。

3 第2条第3項の規定は、前2項の通知書について準用する。

(許可標識の揭示)

第4条 条例第2条第1項の規定により市長の許可を受けた者は、当該許可を受けた行為の期間中、当該行為地の見やすい場所に、風致地区内行為許可標識(別記第6号様式)を掲示しなければならない。

(植栽面積の算定)

第5条 条例第5条第1項第1号ア(イ)の植栽の面積は、次の表(5の項を除く。)の左欄の区分に応じ、当該右欄の面積の合計について算定する。この場合において、植栽には高さが1メートル以上の樹木が1本以上存することを要する。

1 高木(高さが2.5メートル以上の樹木をいう。以下同じ。)	1本につき7平方メートル
2 中木(高さが1メートル以上2.5メートル未満の樹木をいう。以下同じ。)	1本につき3平方メートル
3 低木(高さが0.5メートル以上1メートル未満の樹木をいう。以下同じ。)	1本につき1平方メートル
4 芝生等	水平投影面積
5 樹林又は群植	水平投影面積

備考

1 高木、中木及び低木の1本当たりの植栽の面積の算定については、樹冠の水平投影面積がこの表の右欄の面積を超えるときは、当該水平投影面積について算定することができる。

2 高さが0.5メートル未満の樹木は、芝生等を含むものとする。

3 高さが1メートル未満の樹木は、樹林又は群植に含まないものとする。

2 条例第5条第1項第6号アの木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積は、前項の表（5の項を除く。森林の区域(市街化区域を除く。)における土地の開墾その他の土地形質の変更に係る木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積にあっては、3の項及び4の項を除く。)の左欄の区分に応じ、当該右欄の面積の合計について算定する。この場合において、植栽には高さが1メートル以上の樹木が1本以上存することを要する。

3 前項の場合において、条例第5条第1項第6号アの木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地が、第1項の表5の項左欄の区分に該当するときは、当該右欄の面積について算定することができる。  
(許可申請の取下げ等)

第6条 条例第2条第1項の規定による許可の申請を行った者又は同条第3項中段若しくは後段の規定による協議の申出を行った者は、当該申請又は申出を取り下げるときは、風致地区内行為許可申請（協議）取下げ届（別記第7号様式）により市長に届け出なければならない。

2 条例第2条第1項の規定による許可を受けた者、同条第3項中段若しくは後段の規定による協議を行った者又は条例第3条後段の規定による通知を行った者は、当該許可、協議又は通知に係る行為の全部又は一部を取りやめたときは、風致地区内行為取りやめ届（別記第8号様式）により市長に届け出なければならない。  
(地位の承継)

第7条 条例第6条第1項の規定による届出は、風致地区内行為許可に基づく地位承継届出書（別記第9号様式）2部に、それぞれ、風致地区内行為許可書の写し及び戸籍謄本等承継の原因を明らかにする書面を添えて行わなければならない。

2 条例第6条第2項の規定による承認を受けようとする者は、風致地区内行為許可に基づく地位承継承認申請書（別記第10号様式）2部に、それぞれ、風致地区内行為許可書の写しを添えて市長に提出しなければならない。  
(行為完了届)

第8条 条例第2条第1項の規定により市長の許可を受けた者で行為完了の届出を命ぜられたものは、当該行為が完了した日から5日以内に、風致地区内行為完了届（別記第11号様式）により市長に届け出なければならない。  
(立入検査員証)

第9条 条例第9条第2項に規定する証明書は、立入検査員証（別記第12号様式）とする。  
(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。  
附 則  
(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
(奈良市における奈良県風致地区条例施行細則の廃止)

2 奈良市における奈良県風致地区条例施行細則（平成14

年奈良市規則第54号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に奈良市における奈良県風致地区条例施行規則の規定によりなされた申請、通知、届出その他の行為は、施行日以後においては、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

行為の区分	関係図書
建築物の新築、改築、増築 又は移転	付近見取図
	現況図
	配置図
	各階平面図
	立面図（4面彩色したもの）
	断面図
	植栽計画図（彩色したもの）
	求積図（行為地・建物）
	地積図
	登記事項証明書 その他市長が必要と認める 図書
工作物（建築物を除く。） の新築、改築、増築又は移 転	付近見取図
	現況図
	平面図
	断面図
	構造図
	側面図（彩色したもの）
	のり 法面断面図
	地積図（軽微な工作物は除 く。） その他市長が必要と認める 図書
建築物その他の工作物の色 彩の変更	付近見取図
	現況図
	色彩の変更部分を明らかに した図面で市長が必要と認 めるもの その他市長が必要と認める 図書

宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、水面の埋立て若しくは干拓、土石の類の採取又は屋外における土石、廃棄物若しくは再生資源の堆積	付近見取図	木竹の伐採	その他市長が必要と認める図書
	現況図		付近見取図
	平面図		現況図
	断面図		行為の施工方法を明らかにした図面で市長が必要と認めるもの
	構造図		地積図
	法の断面図		登記事項証明書
	植栽計画図(彩色したもの)		その他市長が必要と認める図書
	求積図(行為地)		
	地積図		
	登記事項証明書		

別記

第1号様式(第2条関係)

風致地区内行為許可申請(協議)書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所  
(申出者) 氏名 印  
電話  
代理人 住所  
氏名 印  
電話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

次のとおり風致地区内における行為の許可を受けたい(協議を行いたい)ので、奈良市風致地区条例第2条第1項前段(第2条第3項中段)の規定により申請(申出)します。

1 行為の種類	(1) 建築物の新築、改築、増築又は移転 (2) 工作物(建築物を除く。)の新築、改築、増築又は移転 (3) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (4) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓 (5) 木竹の伐採 (6) 土石の類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
2 風致地区の名称及び種別	第 種 第 風致地区ゾーン
3 用途地域	
4 行為地の所在地(地名・地番)	
5 行為地の地目	
6 行為の目的及び理由	
7 行為の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
8 設計者	住所
	氏名 電話
9 工事施工者	住所
	氏名 電話
※備考	

注 ※印欄には記入しないでください。

第2号様式(第2条関係)

## 風致地区内行為変更許可申請(協議)書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所  
(申出者) 氏名 印  
電話  
代理人 住所  
氏名 印  
電話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

次のとおり風致地区内における行為の変更の許可を受けたい(変更の協議を行いたい)ので、奈良市風致地区条例第2条第1項後段(第2条第3項後段)の規定により、申請(申出)します。

1 許可(協議)年月日	年 月 日	2 許可(協議)番号	第 号
3 行為の種類	(1) 建築物の新築、改築、増築又は移転 (2) 工作物(建築物を除く。)の新築、改築、増築又は移転 (3) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (4) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓 (5) 木竹の伐採 (6) 土石の類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積		
4 行為の目的及び理由			
5 行為地の所在地 (地名・地番)			
6 変更の理由			
7 変更に係る行為の内容			
8 行為の期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
9 工事施工者	住所		
	氏名		電話
※備考			

注 ※印欄には記入しないでください。

第3号様式(第2条関係)

(その1)

設 計 書  
(建築物用)

区 分		申請面積	申請以外の部分	合 計
1 敷	地 面 積			m <sup>2</sup>
2 建	築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
3 延 べ 床 面 積	地 上	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	地 下	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
4 建	ぺ い 率			%
5 容	積 率			%
6 用	途			
7 階	数	地上 階 ・ 地下 階		
8 最 高 の 棟 高		地上		m
9 建 築 物 の 種 別		(1) 地上	(2) 地下 (3) 仮設	
10 工 事 種 別		(1) 新築	(2) 改築 (3) 増築 (4) 移転	
11 構	造			
12 住 宅 の 戸 数				戸
13 外 壁 の 後 退 距 離	道 路 側			m
	そ の 他			m
14 外 壁	壁 材			
	色 彩			
15 屋 根	ふ き 材			
	色 彩			
16 緑	地 率			%
17 仮 設 建 築 物 設 置 期 間	自	年	月 日	
	至	年	月 日	

(その3)

設計書  
(建築物その他の工作物の色彩の変更用)

1	変更箇所	
2	変更理由	
3	変更前の色彩	
4	変更後の色彩	
5	仕上げ材	

(その2)

設計書  
(工作物(建築物を除く。)用)

1	敷地面積	㎡
2	工作物の種類	
3	工作物の種別	(1) 地上 (2) 地下 (3) 仮設
4	工事種別	(1) 新築 (2) 改築 (3) 増築 (4) 移転
5	高さ	m
	延長	m
	幅員	m
	面積	㎡
6	構造	
	色彩	
	仮設の場合の設置期間	年 月 日 ~ 年 月 日
7	その他の	

(その4)

設 計 書

(宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓用)

宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更		
1 面 積	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>
	行 為 面 積	m <sup>2</sup>
2 行 為 内 容	切 土 量	m <sup>3</sup>
	盛 土 量	m <sup>3</sup>
	総 土 量	m <sup>3</sup>
3 生じる <sup>のり</sup> 法面の最高高さ		m
4 跡地の処理方法		
5 宅地造成の場合の区画数		区画
6 緑 地 率		%
7 そ の 他		
水面の埋立て若しくは干拓		
1 水 面 面 積		m <sup>2</sup>
2 埋 立 て ( 干 拓 ) 面 積		m <sup>2</sup>
3 施 工 の 目 的		
4 工 事 方 法		
5 跡 地 の 処 理 方 法		
6 そ の 他		

(その5)

設 計 書  
(木竹の伐採又は土石の類の採取用)

木竹の伐採			
1 森 林 地	内 ・ 外		
2 行 為 の 目 的			
3 伐 採 面 積	m <sup>2</sup>		
4 伐 採 方 法	(1) 皆伐	(2) 択伐	
5 伐 採 率	%		
6 伐 採 主 要 樹 種	約 年	7 樹高	m
8 伐 採 数 量	本	9 1.5mの高さにおける幹の周囲長	m
10 跡 地 の 処 理 方 法			
11 そ の 他			
土石の類の採取用			
1 採 取 区 域 面 積	m <sup>2</sup>		
2 採 取 の 目 的			
3 採 取 土 石 類 の 種 類			
4 採 取 量	m <sup>3</sup>		
5 採 取 方 法			
6 跡 地 の 処 理 方 法			
7 そ の 他			



(その6)

設計書  
(屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積用)

屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積				
1 行為場所	(1) 建築物の敷地内 (2) 建築物の敷地外	4 堆積物の種類	土 石	
2 行為地の面積	m <sup>2</sup>		廃 棄 物	
3 面積	m <sup>2</sup>		再 生 資 源	
堆積の規模	高 さ	m	5 植栽等の措置	
	そ の 他			
6 隣接地の現況				
※ 備 考				

注 ※印欄には記入しないでください。

第4号様式(第3条関係)

## 風致地区内行為通知書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

通知者 住所  
氏名 印  
電話

代理人 住所  
氏名 印  
電話

(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

次のとおり風致地区内における行為をするので、奈良市風致地区条例第3条の規定により通知します。

1 行為の種類	(1) 建築物の新築、改築、増築又は移転 (2) 工作物(建築物を除く。)の新築、改築、増築又は移転 (3) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (4) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓 (5) 木竹の伐採 (6) 土石の類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
2 風致地区の名称及び種別	風致地区 第 種 第 ゾーン
3 用途地域	
4 行為地の所在地(地名・地番)	
5 行為地の地目	
6 行為の目的及び理由	
7 行為の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
8 設計者	住所
	氏名 電話
9 工事施工者	住所
	氏名 電話
※備考	

注 ※印欄には記入しないでください。

第5号様式(第3条関係)

風致地区内行為変更通知書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

通知者 住所  
氏名 印  
電話  
代理人 住所  
氏名 印  
電話

(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

奈良市風致地区条例第3条の規定により通知した風致地区内における行為の内容を変更したいので、奈良市風致地区条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

1 通知年月日	年月日	2 通知番号	第 号
3 行為の種類	(1) 建築物の新築、改築、増築又は移転 (2) 工作物(建築物を除く。)の新築、改築、増築又は移転 (3) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (4) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓 (5) 木竹の伐採 (6) 土石の類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積		
4 通知した行為の目的及び理由			
5 行為地の所在地(地名・地番)			
6 変更の理由			
7 変更に係る行為の内容			
8 行為の期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
9 工事施工者	住所		
	氏名 電話		
※備考			

注 ※印欄には記入しないでください。

第7号様式 (第6条関係)

風致地区内行為許可申請 (協議) 取下げ届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住所 印  
氏名  
電話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

次のとおり風致地区内行為許可申請 (協議) 書を取り下げたいので、奈良市風致地区条例施行規則第6条第1項の規定により届出します。

風致地区内行為許可標識	
許可番号	第 号
許可年月日	年 月 日
行為地の所在地	
申請者	
設計者	
工事施工者	

注 標識の大きさは、縦25センチメートル、横35センチメートル程度とする。

1 申請 (申出) 年月日	年 月 日
2 受付番号	第 号
3 申請者 (申出者)	住所
	氏名
4 行為地	
5 行為の目的	
6 理由	由

第8号様式 (第6条関係)

風致地区内行為取りやめ届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住所  
氏名  
電話

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

次のとおり許可を受けた(協議・通知を行った)風致地区内行為の全部(一部)を取りやめたので、奈良市風致地区条例施行規則第6条第2項の規定により届出します。

1 許可(協議・通知)年月日	年 月 日
2 許可(協議・通知)番号	号
3 申請者(協議者・通知者)	住所 氏名
4 行為地	
5 行為の目的	
6 取りやめ部分	
7 理由	由

第9号様式 (第7条関係)

風致地区内行為許可に基づく地位承継届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

届出者 住所  
氏名  
電話

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

次のとおり風致地区内における行為の許可を受けた者の地位を承継したので、奈良市風致地区条例第6条第1項の規定により届出します。

1 旧申請者	住所 氏名
2 許可年月日	年 月 日
3 許可番号	第 号
4 承継年月日	年 月 日
5 承継の理由	
6 その他必要事項	

第10号様式 (第7条関係)

風致地区内行為許可に基づく地位承継承認申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(宛先) 奈良市長

届出者 住所  
氏名  
電話

届出者 住所  
氏名  
電話

印

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

次のとおり風致地区内における行為の許可を受けた者の地位を承継したいので、奈良市風致地区条例第6条第2項の規定により申請します。

次のとおり風致地区内における許可を受けた行為が完了しましたので、奈良市風致地区条例施行規則第8条の規定により届出します。

1 旧申請者	住所
2 許可年月日	氏名
3 許可番号	年 月 日
4 承継年月日	第 号
5 承継の理由	年 月 日
6 その他必要事項	

1 許可年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可を受けた行為	
4 行為地の所在地	
5 行為完了年月日	年 月 日
6 摘要	

第12号様式(第9条関係)

立入検査員証 所属 職・氏名 生年月日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	写真 上記の者は、奈良市風致地区条例第9条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証します。	交付 有効期限 年 月 日 年 月 日 年 月 日
		奈良市長 印

注 裏面に注意事項及び条例の抜粋を記載する。

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市債権管理条例施行規則をここに公布する。  
平成25年3月29日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第27号

奈良市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市債権管理条例(平成25年奈良市条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳の整備)

第2条 条例第5条に規定する必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)
- (3) 債権の金額
- (4) 債権の発生日、種類及び消滅時効の時効期間
- (5) 当初の履行期限及び督促の状況
- (6) 交渉経過等の債権の管理に係る経緯
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(督促)

第3条 条例第6条に規定する督促は、法令に特別の定めがある場合を除き、履行期限の翌日から起算して20日以

内に行うものとする。

- 2 前項の督促により指定すべき期限は、法令に特別の定めがある場合を除き、当該督促の翌日から起算して15日以内とする。
- 3 第1項の督促は、書面により行うものとする。  
(延滞金等の免除)
- 第4条 条例第8条に規定する特別の事情があると認めるときは、次のとおりとする。
  - (1) 債務者が、震災、風水害、火災その他の災害又は盗難により財産の損失を受けた場合で、履行しなかったことについてやむを得ない事由があると認められるとき。
  - (2) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けているとき、又はこれに準ずる状態であると認められるとき。
  - (3) 債務者又はその者と生計を一にする親族が、疾病にかかり、負傷し、又は死亡したため、多額の出費を要し、生活が困難であると認められるとき。
  - (4) 債務者又はその者と生計を一にする親族が、その事業につき著しい損失を受けた場合、又は失業等により著しく収入が減少した場合で、履行しなかったことについてやむを得ない事由があると認められるとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。
- 2 延滞金等の免除を受けようとする債務者は、延滞金等免除申請書(別記様式)により、市長に申請しなければ

ならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、免除の可否について、当該申請をした債務者に通知するものとする。

(滞納処分等)

第5条 条例第9条第1項及び第2項に規定する滞納処分等に関する事務を行うため徴収職員を置く。

2 徴収職員は、滞納処分又は滞納処分に関する調査等を行うときは、徴収職員であることを示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(債権の放棄)

第6条 条例第11条第7号に規定する相当の期間は、消滅別記様式(第4条関係)

時効の期間が3年以下の債権にあっては当該債権の消滅時効の期間とし、3年を超える債権にあっては3年とする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(奈良市会計規則の一部改正)

2 奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第20条の2を削る。

延滞金等免除申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

次のとおり延滞金等の免除を申請します。

債権名称	
債権金額	
申請理由	[免除申請に関し理由を証する書類を添付すること。]



(平成25年3月29日揭示済)

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第28号**

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者自立支援法施行細則（平成18年奈良市規則第80号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「奈良市障害者自立支援法施行条例」を「奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」に改める。

第15条の見出し中「高額障害福祉サービス費」を「高額障害福祉サービス等給付費」に改め、同条中「第34条第1項」を「第65条の9の2第1項」に、「高額障害福祉サービス費支給申請書」を「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改める。

第16条の2中「指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設 指定一般相談支援事業所指定（更新）申請書」を「指定障害福祉サービス事業者 指定障害者支援施設 指定一般相談支援事業者指定（更新）申請書」に改める。

第16条の3中「指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設指定変更申請書」を「指定障害福祉サービス事業者 指定障害者支援施設指定変更申請書」に改める。

第16条の4第1項中「指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設 指定一般相談支援事業所変更届出書」を「指定障害福祉サービス事業者 指定障害者支援施設 指定一般相談支援事業者変更届出書」に、「指定障害福祉サービス事業所 指定一般相談支援事業所廃止・休止・再開届出書」を「指定障害福祉サービス事業者 指定一般相談支援事業者廃止・休止・再開届出書」に改め、同条第2項中「指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設 指定一般相談支援事業所変更届出書」を「指定障害福祉サービス事業者 指定障害者支援施設 指定一般相談支援事業者変更届出書」に改める。

第26条第3号中「及び法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設及び国立施設を除く。）に入所している者」を削り、同条第5号中「社会参加促進」を「社会参加支援」に改め、同号イ中「芸術・文化講座開催等」を「文化芸術活動振興」に、「芸術・文化活動を」を「文化芸術活動を」に、「音楽会等芸術・文

化活動の発表の場を設ける」を「音楽会、映画祭などの文化芸術活動の機会を提供する」に改め、同号ウ中「定期的に」の次に「又は必要に応じて適宜」を加え、同号エ中「聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員及び朗読奉仕員」を「点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等」に改め、同号キ中「社会参加の促進」を「社会参加の支援」に改める。

第27条第1項第10号中「社会参加促進」を「社会参加支援」に改め、同号イ中「芸術・文化講座開催等」を「文化芸術活動振興」に改め、同号を同項第14号とし、同項第9号中「訪問介護」を「通所介護、介護予防通所介護、通所リハビリテーション」に改め、「受けることができる者」の次に「及び介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受けることができる者」を加え、同号を同項第13号とし、同項第8号中「、法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援のうち更生訓練を受けている者及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定により入所の措置又は入所の委託をされ更生訓練を受けている者」を削り、同号を同項第12号とし、同項第7号中「訪問介護」を「訪問入浴介護」に改め、「受けることができる者」の次に「及び介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受けることができる者」を加え、同号を同項第11号とし、同項第6号を同項第10号とし、同項第5号を同項第9号とし、同項第4号を同項第8号とし、同項第3号ア中「及び知的障害児」を「、知的障害児及び難病患者等」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

市内に住所を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者その他手話奉仕員養成研修事業を利用することが適当と認められる者

第27条第1項第2号中「コミュニケーション」を「意思疎通」に改め、同号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 成年後見利用支援事業

市内に住所を有する判断能力が不十分な知的障害者及び精神障害者であって、配偶者若しくは2親等内の親族がいない者又はこれらの親族があっても音信不通等の状況にある者。ただし、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかである場合は対象者とししないものとする。

第27条第1項第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 理解促進研修・啓発事業

市内に住所を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者等

(2) 自発的活動支援事業

市内に住所を有する障害者やその家族、市内に存する

事務所又は事業所に勤務する者や市内地域住民等で構成する団体等が、障害者のサービス向上に向け自発的に行う活動に対し支援することが適当と認められるもの

第27条第2項中「在宅の重症心身障害児及び重症心身障害者、知的障害児及び知的障害者、身体障害児並びにこれらの者の保護者並びに心身障害児通園施設、障害児」を「障害者等、障害者の家族等又は児童発達支援事業を行う事業所若しくは障害児保育を行う」に改める。

第28条第1項ただし書中「相談支援事業、福祉ホーム事業並びに社会参加促進事業のうちスポーツ・レクリエーション教室開催等事業、芸術・文化講座開催等事業」を「理解

促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、手話奉仕員養成研修事業及び福祉ホーム事業並びに社会参加支援事業のうちスポーツ・レクリエーション教室開催等事業、文化芸術活動振興事業」に、「その他社会参加促進」を「その他社会参加支援」に改め、同条第2項中「コミュニケーション」を「意思疎通」に改め、同条第3項の表中「社会参加促進」を「社会参加支援」に改める。

別表特殊寝台（訓練用ベッド）の項から特殊尿器の項までを次のように改める。

特殊寝台（訓練用ベッド）	(1) 学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの (2) 寝たきりの状態にある難病患者等で、医師の意見書等によりその使用が必要と認められるもの
特殊マット	次のいずれかに該当する者 (1) 原則として3歳以上18歳未満で、下肢又は体幹機能障害2級以上 (2) 18歳以上で、下肢又は体幹機能障害1級以上（寝たきりで常時介護を要する者に限る。） (3) 3歳以上で、療育手帳A1又はA2 (4) 寝たきりの状態にある難病患者等で、医師の意見書等によりその使用が必要と認められるもの
特殊尿器	(1) 学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害1級のもの（寝たきりで常時介護を要する者に限る。） (2) 自力で排尿できない難病患者等で、医師の意見書等によりその使用が必要と認められるもの

別表体位変換器の項及び移動用リフトの項を次のように改める。

体位変換器	(1) 学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの（下着交換等に当たって、介助を要する者に限る。） (2) 寝たきりの状態にある難病患者等で、医師の意見書等によりその使用が必要と認められるもの
移動用リフト	(1) 3歳以上で、下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、医師の意見書等によりその使用が必要と認められるもの

別表入浴補助用具の項及び便器の項を次のように改める。

入浴補助用具	(1) 3歳以上の下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とするもの (2) 入浴に介助を要する難病患者等で、医師の意見書等によりその使用が必要と認められるもの
便器	(1) 学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害2級以上のもの (2) 常時介護を要する難病患者等で、医師の意見書等によりその使用が必要と認められるもの

別表温水洗浄便座の項を次のように改める。

温水洗浄便座	(1) 学齢児以上で、上肢障害2級以上又は療育手帳A1若しくはA2のもの (2) 上肢機能に障害のある難病患者等で、医師の意見書等によりその使用が必要と認められるもの
--------	--

別表自動消火器の項を次のように改める。

自動消火器	(1) 障害等級2級以上及び療育手帳A1又はA2の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。） (2) 難病患者等で医師の意見書等によりその使用が必要と認められるもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）
-------	--

別表透析液加温器の項から電気式たん吸引器の項までを次のように改める。

透析液加温器	3歳以上の腎臓機能障害の者で、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの
ネブライザー	(1) 学齢児以上の呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、本装置が必要と認められるもの (2) 呼吸器機能に障害のある難病患者等で、医師の意見書等によりその使用が必要と認められるもの
電気式たん吸引器	(1) 学齢児以上の呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（音声、言語、そしゃく、下肢又は体幹機能障害）であって、医師の意見書等により本装置の使用が必要と認められるもの (2) 呼吸器機能に障害のある難病患者等で、医師の意見書等によりその使用が必要と認められるもの

別表酸素ボンベ運搬車の項の次に次の1項を加える。

パルスオキシメーター（動脈血中酸素濃度測定器）	(1) 呼吸器機能障害又は心臓機能障害を有する者であって、在宅酸素療法を行うもの又は人工呼吸器を装着しているもの (2) 人工呼吸器の装着が必要な難病患者等で、医師の意見書等によりその使用が必要と認められるもの
-------------------------	--

別表居宅生活動作補助用具の項を次のように改める。

居宅生活動作補助用具	次のいずれかに該当する者 (1) 学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害3級以上 (2) 学齢児以上で、乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害3級以上（移動機能障害に限る。） (3) 学齢児以上で、上肢機能障害2級以上（特殊便器を設置する場合に限る。） (4) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等で、医師の意見書等によりその使用が必要と認められるもの
------------	---

別記第12号様式中「高額障害福祉サービス費支給申請書」を「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に、「高額障害福祉サービス費」を「高額障害福祉サービス等給付費」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

「指定障害福祉サービス事業所  
別記第13号様式中 指定障害者支援施設 を  
指定一般相談支援事業所 」

「指定障害福祉サービス事業者  
指定障害者支援施設 に、「障害者自立支援法」  
指定一般相談支援事業者 」  
を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

「指定障害福祉サービス事業所  
別記第13号様式の2中 指定障害者支援施設 」

を「指定障害福祉サービス事業者  
指定障害者支援施設 」に、「障害者自立支援  
法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する  
ための法律」に改める。

「指定障害福祉サービス事業所  
別記第13号様式の3中 指定障害者支援施設  
指定一般相談支援事業所 」

「指定障害福祉サービス事業者  
を 指定障害者支援施設 に改める。

指定一般相談支援事業者 」

別記第13号様式の4中 「指定障害福祉サービス事業所  
指定一般相談支援事業所 」

を「指定障害福祉サービス事業者  
指定一般相談支援事業者 」

又は再開の日から10日以内に届けてください。」を

「4 廃止及び休止は1月前までに届け出てください。

5 再開の日から10日以内に届け出てください。」

に改める。

別記第14号様式、第16号様式及び第17号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第18号様式から第21号様式までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第22号様式中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第23号様式中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第24号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第25号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

的に支援するための法律」に改める。

別記第26号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月29日揭示済)